

1. 重要な文化的景観とは

重要な文化的景観の選定制度は、2004(平成16)年に始まった新しい文化財保護の制度です。文化財と言えば、古い歴史を物語る遺跡や建造物、仏像などをイメージしがちですが、文化的景観は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことができないもの」で、国が重要と考えるものを見定しています。このように人々の生活または生業の中で作り上げられてきた人と自然の相互作用によって生み出されてきた日々の生活に根差した景観がこれにあたります。特に滋賀県には人々の営みと琵琶湖の織りなす美しい景観が現在まで残っていることはよく知られています。

2. 滋賀県の文化的景観

本県では、日本第一号選定を受けた西の湖とその周辺に生息するヨシ原などの自

然環境とそこで暮らす人々の生活が深く結びついた「近江八幡の水郷」[2006(平成18)年1月選定]をはじめ、

伝統漁法や水場など生活に密着した水文化が継承されている「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」[2008(平成20)年3月選定]、

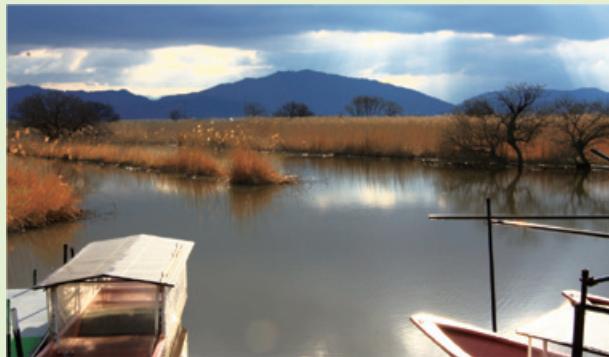
豊かな扇状地の湧水を用いた独自の暮らしを営む「高島市針江・霜降の水辺景観」[2010(平成22)年8月選定]、

西日本屈指の豪雪地帯での生活に対応した景観として「東草野の山村景観」[2014(平成26)年3月選定]、

奥琵琶湖の急峻な地形に形成された独自の集落景観である「菅浦の湖岸集落景観」[2014(平成26)年10月選定]、

琵琶湖および内湖の水を巧みに取り入れた集落景観として「大溝の水辺景観」[2015(平成27)年1月選定]が選ばれています。

また、本県では「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」(2011(平成23)年3月)を作成しました。こうした文化的景観を文化財として保護し、活用する取り組みを進めています。



写真T-1 近江八幡の水郷



写真T-2 高島市海津・西浜・知内の水辺景観



写真T-3 高島市針江・霜降の水辺景観



写真T-4 東草野の山村景観



写真T-5 菅浦の湖岸集落景観



写真T-6 大溝の水辺景観